

特記仕様書（補砂）

1. 目的

ろ過池補砂工事（以下「本工事」という。）は、浄水場の緩速ろ過池の維持管理のため、ろ過砂の天地替え及び補充の工事をするものである。

2. 品質

- （１）ろ過砂の品質は、粒度分布が適切で、夾雑物が少なく摩耗しにくく、衛生上支障がないもの
- （２）本工事における品質管理は、水道維持管理指針又は水道施設設計指針等によるもの
- （３）ろ過砂は、ろ過を安定して効率よく行うことができるもの
- （４）日本水道協会規格 JWWA A103（水道用ろ過砂試験方法）のろ過砂
 - 緩速ろ過砂 有効径 0.3～0.45mm
 - 均等係数 2.0以下
 - 外観 ごみ、粘土等の不純物あるいは脆弱な砂等を多く含まない
 - 洗浄濁度 30度以下
 - 強熱減量 0.75%以下
 - 比重 2.57～2.67
 - 摩減率 3%以下
 - 塩酸可溶率 3.5%以下

3. 安全管理

本工事の施工にあたっては、運搬等の現道通行及びクレーン作業等に対し、万全の安全確保に努めること。

また、作業についても、各関係法令等を遵守して万全の安全確保に努め並びに、施工中、場内施設の中に第三者が立ち入り出来ぬよう万全の措置を講じること。

4. その他

- （１）浄水場内に入る予定のあるすべての人の腸内細菌検査を行い、その結果報告書を提出した後に工事着手すること。
- （２）ろ過池に入る前に、次亜塩素酸ナトリウムを入れた洗い桶で履物を消毒し、ろ床を汚染しないようにすること。
- （３）ろ過池に入る場合は、ろ床を踏み固めないように梯子を使ってゆっくり降りること。

- (4) ろ過池内で、バックホウの機械等を使用する場合は、作業開始前に十分に点検し油漏れ等がないことを確認すること。また、給油及び作業終了後は機械等をろ過池から搬出すること。
- (5) ろ過池のひび割れ等の軽微な破損個所の発見時には、監督職員と協議すること。
- (6) 既存の使用済みろ過砂を搬出する場合は、トラックスケール等で重量を確認すること。
- (7) 不陸整正は、トンボや長尺木を使用してろ過池砂各層表面を平面にならすこと。
- (8) ろ過池を長期に停止することは、品質管理に支障をきたすため、指定した期間のうち1池ずつ施工、また、1池あたり2日間で実作業を終えること。
- (9) 前項2.(4)のろ過砂層と玉砂利層の間の層には、水道用ろ過砂利(1～3mm)を敷くこと。